



## 除雪サービスの実施

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路の確保のための除雪サービスを実施します。

**対象世帯：**ひとり暮らしの高齢者世帯、夫婦等高齢者のみの世帯、身体障がい者世帯

**収入要件（令和7年度）：**世帯の収入が基準額（単身世帯113万円、夫婦世帯168万円）以内の方

※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

**除雪範囲：**玄関先から公道（車道と歩道含む）までの敷地内の概ね幅1メートル程度

**除雪日：**町が道路除雪を行う日（15cm以上の降雪が目安です）

**除雪期間：**概ね12月上旬から3月下旬までを予定

**申込期限：**地区民生委員または福祉課へ11月17日（月）までに申込み

※申請後に実態調査の上、対象世帯を決定します。

**サービスの対象者とならない方：**

除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいる方、個人で業者等に除雪を依頼している方  
長期間の留守にする方、生活保護の方（担当ケースワーカーに相談してください）

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

日本年金機構ホームページ



## 国民年金に関するお知らせ



○11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では厚生労働省と協力して、公的年金を身近に感じていただくため、毎年11月を「ねんきん月間」、そして、11月30日を「年金の日」と制定し、公的年金制度の周知・啓発活動を行っています。

この機会に「ねんきん定期便」やインターネットサービスの「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期に備えた生活設計を考えるきっかけとしてみてはいかがでしょうか。

「ねんきんネット」は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

○国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」としてその年の所得から控除されます。

令和7年1月1日（水）から9月30日（火）までの間に保険料を納めた方については、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（10月1日（水）から12月31日（水）までの納付見込額を含む）が日本年金機構から送付されます。年末調整または確定申告を行う際に、この証明書が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、令和7年10月1日（水）から12月31日（水）までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

○控除の対象となる保険料

- ・令和7年1月1日（水）～12月31日（水）までに納めた国民年金保険料（過年度分、追納等の保険料含む）
- ・本人および扶養している家族分（配偶者、子ども等）

問合せ 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004

ホームページ



## 農業用廃プラスチック回収



余市町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、農業用廃プラスチックのリサイクルを基本とした適正処理を推進するため、回収活動を実施します。

**日時：**11月5日（水）～7日（金）8：30～11：30

**場所：**JAよいち集出荷場 構内（黒川町18丁目13番地）

**処理経費等：**重量を2回（積載状態と車両のみ）計測し、料金を算定します。

処理経費は排出農業者の負担となります。

支払方法については、搬入の際に担当者へ申告してください。

**その他：**搬入の際は梱包や運搬について留意事項がありますので、詳しくは町ホームページを確認ください。

問合せ 余市町農業協同組合 ☎23-3121